

地域安全通信



令和8年4月24日
 栃木市役所
 交通防犯課
 0282-21-2151

栃木市内の事件・事故発生状況 4月号

安全に対する関心を高めることが事件・事故の抑止に大変効果的です。ご家庭や地域、職場等で情報を共有し、身近に潜む犯罪や交通事故に注意して下さい。

1 栃木市内における犯罪発生状況(令和8年3月末現在)

区分	全刑法犯	重点抑止犯罪	重点抑止犯罪の内訳									
			特殊詐欺	SNS型投資・ロマンス詐欺	わいせつ	住宅対象窃盗	自転車盗	自動車盗	車上ねらい	金属盗	タイヤ盗	
3月中	73	33	2	1	1	2	14	1	1	10	1	
累計	180	91	4	1	2	15	30	4	2	31	2	
前年比	-74	-37	+2	-3	+2	-11	+5	-4	-4	-18	-6	

注意!! “自転車の青キップ制度”を悪用した「サギ事件」が多発中!

★取締り中の警察官を装い、違反の反則金名目でその場で現金を騙し取る詐欺が全国で多発中(小山市でも発生)! **現場で反則金(現金)を徴収することは絶対にありません!**

2 栃木市内における人身交通事故発生状況(令和8年3月末現在)

区分	人身交通事故				区分	高齢者の人身交通事故			
	件数	死者	負傷者	重傷者		件数	死者	負傷者	重傷者
3月中	47	0	65	7	3月中	21	0	14	1
累計	99	0	122	16	累計	52	0	33	7
前年比	±0	-1	±0	+8	前年比	-1	-1	-3	+4

《 都賀町家中で「交通死亡事故」発生 》

◎4月14日(火曜日)午前8時28分頃、都賀町家中地内の十字路交差点において、乗用車同士が出合い頭に衝突し、一方の運転者が死亡する交通事故が発生しました。

- 交差点手前では減速!一時停止と安全確認を確実に!
- シートベルト・チャイルドシートは正しく確実に装着を!
- 「かもしれない運転」で見えない危険を予測しましょう!



覚えておきたい🚲自転車の交通ルール「歩道は通っちゃダメなの?」編

★自転車は「車道の左端通行が原則」ですが、次の3つの場合は歩道通行ができます!!

- ① 標識などにより歩道通行ができるとされているとき(標識を確認する習慣づけを!)
- ② 13歳未満と70歳以上の方、一定の身体障害を有する方
- ③ 自動車の交通量が多いなど、歩道通行がやむを得ないとき

◆ただし、歩道では歩行者が最優先!歩道を通るときは車道寄りの部分を「徐行」し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止や降車をしましょう!



【標識:自転車歩道通行可】

詳しくは警察庁のホームページをチェック! (『警察庁 自転車ルールブック』で検索)